

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

- 農業・農村には洪水や土砂崩れの防止，自然環境の保全，美しい風景の形成などの様々な働き（**多面的機能**）があります。
- この多面的機能が発揮されるよう，国，県，市町村は連携して，『**多面的機能支払交付金**』により**地域の共同活動を支援**しています。
- 交付金は，地域で話し合い，組織づくりや計画づくりを行い，**それぞれの地域にあった取組に活用**でき，活動参加者の**日当**や，必要な**資材の購入費**等に充てていただけます

交付金の種類

① 農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・農業者のみの活動団体
- ・農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織



法面の草刈り



水路の泥上げ

② 資源向上支払

水路、農道等の施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織



水路のひび割れ補修



植栽活動

交付単価

10aあたり

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同活動)	①, ②の両方に 取り組む場合
水田	3,000円	+2,400円	5,400円
畑	2,000円	+1,440円	3,440円
草地	240円	+ 240円	480円

※1 従来の5年以上継続地区については，資源向上支払(共同活動)は75%単価になる。

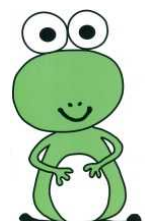
※2 資源向上支払(共同活動)は，農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3 資源向上支払には，長寿命化活動を支援するメニューがありますが，国の予算不足のため，県では平成28年度までに取り組んだ地区のみを対象としています。

※4 負担割合 国 1/2，県 1/4，市町村 1/4

問合せ先

- 市町村土地改良関係課
- 県南農林事務所土地改良部門事業調整課（電話：029-822-5045）



農地局マスコット ミドリン

交付対象者（活動組織）

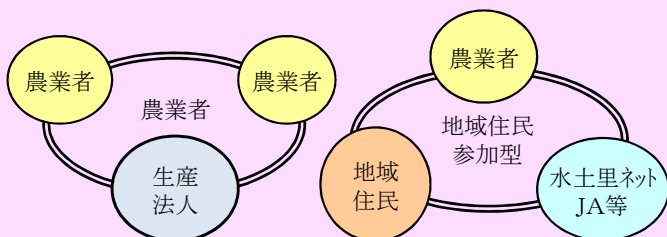
●農地維持支払

○農業者のみで構成される活動組織

又は

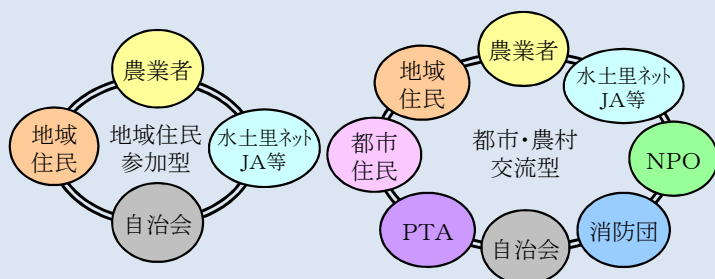
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○資源向上支払と同組織でも取組が可能



●資源向上支払(共同活動)

○農業者及び地域住民を含む活動組織



活動参加者の日当や必要な資材の購入費等に充てられます。



活動の手順

集落、農業用水の水系、ほ場整備の実施区域など、地域の実情に応じてまとまりやすい形で！

① 組織の立ち上げ

- ・・・ 活動組織を設立する際に、活動組織の規約や内規を作成します。規約はひな形を利用できます。

② 計画づくり

- ・・・ 事業計画書には、活動計画や活動組織参加同意書、図面等が含まれます。

③ 市町村による計画の認定

- ・・・ 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、事業計画書を策定し、市町村の認定を受けます。

④ 活動の実施

- ・・・ 計画に定めた事項に沿って活動します。活動期間は原則5年間です。

⑤ 活動の記録・報告

- ・・・ 年1回以上総会を開催し、総会の結果を構成員全員に周知します。